

平成24年12月

篠栗町議会第4回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月10日(月)～17日(月) 8日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	10	月	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
第2日	12	11	火	考 案 日		
第3日	12	12	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	12	13	木	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	12	14	金	議会運営委員会	午前9時30分	・議会運営について
				本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・議案の撤回請求について ・追加議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
				総務建設常任委員会		・付託案件審査
				予算審査特別委員会		・付託案件審査
第6日	12	15	土	休 会		閉 庁
第7日	12	16	日	休 会		閉 庁
第8日	12	17	月	総務建設常任委員会	午前9時	・発議案件について
				議会運営委員会		・議会運営について
				本 会 議		<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成24年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成24年12月10日(月) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 3番 , 4番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
47	専決処分の承認を求めることについて(専決第10号) 〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について〕	予算審査 特別委員会
48	篠栗町都市公園条例の制定について	総務建設 常任委員会
49	篠栗町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	総務建設 常任委員会
50	篠栗町下水道法施行条例の制定について	総務建設 常任委員会
51	篠栗町水道法施行条例の制定について	文教厚生 常任委員会
52	篠栗町町営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
53	篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
54	篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
55	篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
56	福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について	総務建設 常任委員会
57	福岡県市町村災害共済基金組合の解散について	総務建設 常任委員会
58	福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について	総務建設 常任委員会
59	平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について	予算審査 特別委員会
60	平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	予算審査 特別委員会

平成24年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成24年12月12日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	12番	荒牧 泰範	議 員
2.	10番	阿高 紀幸	議 員
3.	1 番	村瀬 敬太郎	議 員
4.	2 番	飯田 浩二	議 員
5.	4 番	横山 久義	議 員
6.	8 番	松田 國守	議 員
7.	5 番	大楠 英志	議 員

平成24年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成24年12月14日(金) 午前10時開議

- 第1, 議案の撤回請求について
- 第2, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第3, 議案の委員会付託

議案付託表

議案番号	件名	付託委員会
61	篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会

平成24年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

平成24年12月17日(月)午前10時開議

- 第1, 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号)
〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について〕
- 第2, 議案第48号 篠栗町都市公園条例の制定について
- 第3, 議案第49号 篠栗町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 第4, 議案第50号 篠栗町下水道法施行条例の制定について
- 第5, 議案第51号 篠栗町水道法施行条例の制定について
- 第6, 議案第52号 篠栗町町営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第53号 篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第54号 篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第56号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について
- 第10, 議案第57号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 第11, 議案第58号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 第12, 議案第59号 平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について
- 第13, 議案第60号 平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第14, 議案第61号 篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第15, 選挙案第2号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について
- 第16, 発議第2号 篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17, 発議第3号 篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第18, 発議第4号 篠栗町携帯電話中継基地局の設置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第19, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成24年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月10日(開会)

平成24年 第4回 定例会 会議録

日時 平成24年12月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	高木 美奈子
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	吉村 英治
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長	清原 眞也	主事	高濱 守央
----	-------	----	-------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、平成24年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査報告は、お手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

それでは、日程に従い、議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において3番、今長谷武和議員、4番、横山久義議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から12月17日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から12月17日までの8日間に決定しました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第47号から議案第60号までの14議案と、ほかに選挙案1件でございます。

それでは、議案第47号から議案第60号までを一括議題といたします。

町長に、一括して各議案の提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 本日は、第4回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り、まことにありがとうございました。

提案理由を御説明する前に少しお時間をいただきまして、3期目就任の御挨拶を申し上げます。

先の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様方の御支援をいただき、これから4年間、町長として職務を担うこととなりました。投票率が低かったとはいえ、8割以上の御指示を得て、3期目の任に当たることになりましたことは、これまで2

期8年間、私が行ってきました町政の方向性が間違っていなかったことの御評価をいただいたものと受けとめております。しかしながら、有権者全体の7.5%ととはいえ、御批判の票をいただいたことをしっかり受けとめて、これまで以上に町長職という職責の重さを感じつつ、職務を遂行してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私は、4年前の平成20年議会第4回定例会の開会挨拶の中で、2期目への思いとして、混迷の時代だからこそ、我が篠栗町が7割の山々や変化に富む谷が囲む特徴ある地形を生かして、新たな個性を創造する絶好の機会であると述べました。その思いを実現すべく、私は、6項目の政策目標とそれぞれに三つの具体的な詳細目標を掲げ、実行してまいりました。そして、それらの政策目標が一定の成果を生んだと確信しております。

3期目では、都会の雰囲気、田舎の趣を持った「ささぐりの新しい個性の創造」を目指して、10項目の政策目標を掲げました。私の町政にかける思いは、平成16年以来、一貫してありまして、そうした意味からも、「子育て支援のさらなる充実」、「お年寄りとともに進める健康第一の福祉政策」、「環境・健康・観光の融合」、「校区ごとの地域共同体づくり」など、2期目に掲げました政策と重なる点もあります。

3期目に新たに掲げました政策目標は、「駅前自由通路建設で利便性を向上」、「都市計画マスタープランの見直し」、「環境・農業関連企業の誘致」、「荒廃森林・耕作放棄地対策」、「山間地域の住環境整備」、「バイオマス政策のさらなる推進」の6項目であります。こうした政策を4年間の中で計画的に実施、あるいは実施に向けた道筋をしっかりと立てていくことが重要でございます。粛々と取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

現在行われております衆議院総選挙後には、新たな国の体制がスタートいたします。リーマンショック以降の世界的な景気後退局面が続く中で、昨年の中東大震災と福島原発事故という我が国固有の要因も重なって、なかなか将来に対する不透明感が一掃されません。こうした状況のもとで誕生する新政権には、長期的デフレからの脱却と安定的な経済成長政策を期待したいものであります。

さて、そうした将来に向けた各党の政策の中で、一部議論されておりますのが道州制実現に関する動きであります。

国、県等の行政機関を現在よりスリム化しようとする考えには賛同いたしますが、我々市町村を30万人規模の自治体に再編し、もって基礎自治体とするという考え

には即座に賛成しかねます。

現在、一部の政党で制定を目指して検討が進められている「道州制基本法」の骨子には、市町村という呼び方が消え、基礎自治体という表現になっておりますが、これはまさに全国1,700余りの市町村のうち政令市、特例市を除く市町村を合併していくような動きになる危険性をはらんでいると言わなければなりません。

特に、町村においては、今後の動きには、その存亡にかかわることになると考えられますので、我々は、基礎的自治体としての町村の価値、役割・使命をしっかりと訴えていかなければならないと考えております。

町村自治への思いの強い大森彌先生は、雑誌ガバナンス11月号に、「小規模市町村は、住民の顔が見える環境を大切にし、ヒト、モノ、カネの地域循環を促進し、成長経済中心から身の丈に合った持続可能型経済中心へと暮らしのあり方、つまり食と農、エネルギー、生活支援などでございますが、そのあり方を自立して形成・維持していくことを通して、「小さな自治」を守っていく以外にはない」と持論を展開していらっしゃいます。私も全く同意見であります。

これからの自治は、自分たちのまちのまちづくりは自分たちの手でという「自治意識」のもとに、職員初め住民の皆さんが進んで汗をかき、その取り組む行動と過程、結果にみずから喜びを感じる、そうした行動と結果の積み重ねによる持続可能な発展であると考えます。こうした行動の積み重ねを「新しい公共」という言葉で表現され始めております。

まさにこれからの時代、これまで取り組んできた「協働のまちづくり」から一歩前進して、自治の意識を心に強く持った「新しい公共」の概念に基づいた、職員と住民の皆さんの行動の積み重ねこそ、身の丈に合った持続可能な暮らしを実現するまちづくりへとつながるのではないかと考えております。そうした「新しい公共」への思いを込めて、これから4年間の政策の実現に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

また、こうした取り組みを実現していくためには、何よりも議会の皆様の御理解なくしては成り立ちません。これまで以上に、行政のチェック機関としての機能を果たしていただきながら、篠栗町の発展のために御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議案についての説明をいたします。

本定例会に提案いたしております議案は、議案第47号から議案第60号までの14議案であります。

議案第47号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」であります。

本議案は、平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月20日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、衆議院の解散による国政選挙の執行に迅速に対処するため、平成24年度一般会計予算を歳入歳出それぞれ767万8,000円追加するものであります。

議案第48号から議案第52号までの5議案は、いずれも「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、関係法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、議案第48号「篠栗町都市公園条例の制定について」は、町が設置する公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第49号「篠栗町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」は、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものであります。

議案第50号「篠栗町下水道法施行条例の制定について」は、公共下水道の構造の技術上の基準及び排水施設の構造基準並びに都市下水路の構造及び維持管理の技術上の基準を定めるものであります。

議案第51号「篠栗町水道法施行条例の制定について」は、水道事業布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定めるものであります。

議案第52号「篠栗町町営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定について」は、町営住宅及び共同施設の設置及び整備に関する基準並びに入居基準を定めるものであります。

以上が、地域主権一括法関連によるものでございます。

続きまして、議案第53号「篠栗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第54号「篠栗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案は、いずれも災害対策基本法が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、防災会議の所掌事務に、「町長の諮問に応じて防災に関する

重要事項を審議し、町長に意見を述べること」を追加するもの及び防災会議の委員に「自主防災組織を構成する者及び学識経験者」を追加するものであります。

議案第 55 号は、「篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、立体駐車場の使用料精算方法について、非接触型 IC カードの導入により利用者の利便性の向上を図るとともに、一部使用料を見直す必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、プリペイカードの発行に関する規定を削り、非接触型 IC カードの利用に関する規定を追加するもの及び駐車時間 3 時間以内の駐車料無料の取り扱いを廃止するものであります。

議案第 56 号から議案第 58 号の 3 議案は、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う諸手続に係るものであります。

議案第 56 号「福岡県市町村災害共済基金組規約の変更について」は、当該組合の解散に伴う事務の承継について組規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 57 号「福岡県市町村災害共済基金組合の解散について」は、当該組合において、災害に関する費用に充てるため、県内市町村が互助共済の方式によって行う積立金に関する事務を共同処理していましたが、近年、国の災害に対する財政支援措置が充実されたため、当該組合を解散することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 58 号「福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について」は、当該組合の解散に伴う財産処分について定めるため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、予算の説明をいたします。

まず、議案第 59 号「平成 24 年度篠栗町一般会計補正予算（第 4 号）について」であります。

本議案は、平成 24 年度篠栗町一般会計予算に、歳入歳出それぞれ総額 5 億 9,887 万 1,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 109 億 1,548 万 3,000 円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、地方特例交付金におきまして、減収補填特例交付金 425 万 6,000 円を追加、財産収入におきまして、福岡県市町村災害共済基金組合還付金 5 億 6,492 万 5,000 円を追加、土地売却収入 2,261 万 6,

000円を減額、そのほか普通交付税5,132万9,000円などを追加計上しております。

歳出の主な内容につきましては、総務費におきまして、立体駐車場機器リース料30万円を追加計上し、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う還付金を基金へ積み立てるため、5億6,492万5,000円を追加計上しております。

民生費におきましては、後期高齢者負担金の額が確定したため、1,006万3,000円を追加計上しております。

土木費におきましては、道路橋梁費の中町津波黒線測量委託料230万円、一の瀧線調査委託料170万円を追加計上し、一の瀧線の工事請負費を河川の護岸工事終了後に延期するため、1,200万円減額計上しております。

教育費におきましては、横穴墓遺跡測量調査委託料47万7,000円を追加計上しております。

公債費におきましては、起債の元金及び利子の償還金を2,924万4,000円追加計上しております。

そのほか人事異動に伴う人件費186万2,000円を追加計上しております。

次に、議案第60号は、「平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計に歳入歳出それぞれ1億3,636万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億9,854万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、諸収入におきまして、多々良川流域下水道維持管理負担金の剰余金の返還を受けるため、1億6,096万円を追加計上しております。

町債につきまして、借入額の減少により、下水道事業債を2,460万円減額しております。

歳出の主な内容につきましては、平成23年度に借り入れた地方債の償還方法及び利率の変更に伴う公債費245万7,000円を追加し、先ほど申しあげました返還金の一部を下水道事業基金へ積み立てるため、基金費に1億3,390万3,000円を追加計上しております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方、よろしく願いいたします。

○議長（今泉正敏君） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第４、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第４７号から議案第６０号までの１４議案と選挙案１件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本日上程されました議案の委員会付託については、お手元に配付の議案付託表のとおり、議案第４８号から議案第５８号までの１１議案につきましては、総務建設、文教厚生、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。

また、議案第４７号及び議案第５９号並びに議案第６０号の予算関連３議案につきましては、議長を除く１１人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

次に、予算審査特別委員会の正副委員長については、議長が指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

委員長に、７番、阿部寛治議員、副委員長に１番、村瀬敬太郎議員を指名いたします。

また、選挙案第２号については、本日、本会議終了後の議員全員協議会で協議を行いますので、委員会への付託は省略し、最終日に採決を行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

最後に、規則１件につきましては、所管の総務建設常任委員会にて報告を受けていただき、報告４件については、１４日の予算審査終了後に全員で報告を受けたいと思っております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時17分